

## 違反是正事例（事例5－2）

テーマ < 不正軽油製造に係る危険物の無許可貯蔵の違反処理 平成21年 >

- ▶ 税務当局から、山林の私有地内で、タンクローリーと屋外タンク等を用いて不正軽油を製造・貯蔵しているとの通報があり、税務、警察、消防の連携により、税法違反と消防法違反で告発をした事例。

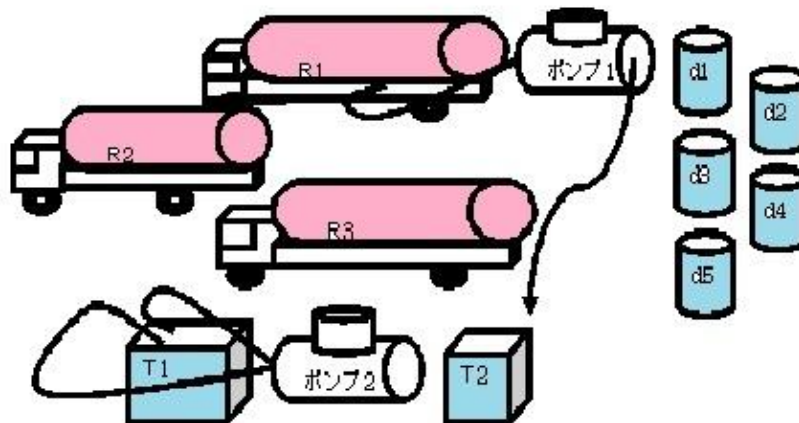
### 違反事項の概要

Xが県道沿いの山林を切り開いた敷地のガレージ内に次のような設備を設置した。

R1…12kℓローリー（3槽）、R2…6kℓローリー（2槽）、R3…14kℓローリー（4槽）、  
T1・T2…角型の鋼製タンク、d1～d5…ドラム缶

※ ポンプ1には2本のホースが接続されていて、1本はR1の配管と接続、他の1本はR3の側面まで延長されており、先にはノズルが接続されている。

※ ポンプ2には2本のホースが接続されていて、各先端にはアダプターが接続されており、他のタンクに接続が可能と考えられる。



◎ 各タンク内の危険物の貯蔵量

種別	貯蔵危険物	備考
R1	1 槽：四類 2 石（非水溶性） 1,300ℓ 2、3 槽：積載なし	タンク検査済証有り 車両ナンバー無し 設置許可については不明
R2	1 槽：四類 2 石（非水溶性） 1,900ℓ 2 槽：四類 2 石（非水溶性） 900ℓ	設置許可有り（管内） 車両ナンバー有り ※配送用？（車両が入れ替わる時有り）
R3	1、2 槽：積載なし 3 槽：四類 3 石（非水溶性） 800ℓ 4 槽：四類 2 石（非水溶性） 1,500ℓ	タンク検査済証有り 車両ナンバー無し 設置許可については不明
T1	四類 2 石（非水溶性） 725ℓ	タンク検査済証無し
T2	四類 2 石（非水溶性） 1,879ℓ	タンク検査済証無し
d1	四類 3 石（非水溶性） 35ℓ	
d2	四類 3 石（非水溶性） 55ℓ	
d3	四類 3 石（非水溶性） 5ℓ	
d4	四類 2 石（非水溶性） 62ℓ	
d5	四類 3 石（非水溶性） 77ℓ	

**違反処理の概要**

(1) 違反覚知から立入検査（実況見分）までの経緯

ア 平成 20 年 6 月 30 日、税務当局からの情報提供

地方税法違反（軽油引取税）を調査中の税務当局から、タンクローリー3 台と鋼製タンク 2 基が置かれている敷地内で、不正軽油が製造されている疑いがあり、これらのタンクには、不正軽油と不正軽油の原料となる重油、軽油、灯油及び機械油が貯蔵されている可能性が高いとの情報提供を受けた。

なお、ローリーについては、1 台はナンバーが付いているが、他の 2 台は付いていないとのことであった。

また、地方公共団体を挙げて不正軽油撲滅キャンペーンを実施していることから、税務、警察、消防それぞれが所管する法律での制裁を科すために連携を図ることとしたが、税務当局と警察機関からは、現時点では内定捜査を実施しているので、消防機関による立入検査や行政処分は留保してほしいとの要請があった。

イ 対応方針の決定

上記連絡を受けた消防機関は、税務当局及び警察機関と協議の上、本件について次のような方針を定めた。

- ① 立入検査は、税務当局、警察機関の捜査後、若しくは、同時に実施する。
- ② 立入検査までは、関係者との接触は避けることとし、本件場所における危険物の流

出や火災等が発生した場合の対応には十分注意し、本件場所における住民の苦情があった場合などは速やかに対応する。

③ 立入検査（実況見分）の結果、無許可貯蔵が判明した場合には、税務当局の地方税法違反の告発と連動して、消防法違反の告発を行う。

(2) 立入検査（実況見分）から告発までの経緯

ア 平成 20 年 7 月 25 日

税務当局、警察機関の強制捜査開始後、消防機関が立入検査（実況見分）を実施し、タンク内の危険物を収去して、研究機関に判定を依頼した。

イ 鋼製タンクについては警察機関が押収し、ナンバーの無いローリーについては、Xが何らかの方法で撤去した。

ウ 平成 20 年 10 月 14 日

税務当局及び警察機関が、Xの自宅、事務所等の強制捜査を実施した。

エ 平成 20 年 10 月 28 日

警察機関がXを地方税法違反で逮捕した。（その後、身柄送検）

オ 平成 20 年 11 月 4 日

税務当局からの国税反則取締法第 1 条第 2 項に基づく照会に対して、消防機関が、「実況見分調書（平成 20 年 7 月 25 日）」及び「危険物の試験結果」の写しを送付した。

カ 平成 20 年 11 月 17 日

税務当局が、地方検察庁に、地方税法違反でXを告発した。

キ 平成 21 年 1 月 9 日

消防機関が、地方検察庁に、消防法違反でXを告発した。

告発書の犯罪事実及び添付資料は、以下の通り

### 告発書の犯罪事実

被告発人Xは、法定の除外事由がないのに、平成 20 年 7 月 25 日、貯蔵所以外の場所である本件敷地において、鋼製タンク及びドラム缶に、危険物第四類 2 石油類（非水溶性液体）2,666ℓ及び同第 3 石油類（非水溶性液体）172ℓを貯蔵し、もって、指定数量の 2.75 倍の危険物を貯蔵所以外の場所で貯蔵した。

（参考）地方税法の犯罪事実

被告発人Xは、平成 15 年 10 月から平成 20 年 8 月までの間、重油と灯油を混和した燃料炭化水素油、及び、軽油に灯油その他鉱油（絶縁油）を混和して製造された軽油、合計 416kℓを給油販売したにもかかわらず申告納付せず、偽りその他不正の行為により、軽油引取税、合計 13,441,115 円を免れた。

### 添付資料

文書名	説明
被告発人の住民票	人定資料
本件敷地における被告発人に対する危険物の許可の有無、及び、仮貯蔵・取扱いの仮承認の有無に係る消防署長の証明書	本件危険物の貯蔵が無許可でなされていることを示す資料
実況見分調書	危険物と考えられる液体の貯蔵と貯蔵量を示す資料
危険物の試験結果について（照会及びその回答）	収去した液体が危険物であることを示す資料
実況見分時の被告発人に対する質問録取書	被告発人が本件敷地において、危険物を貯蔵している事実を認識している旨の供述をしたことを示す資料
被告発人の危険物取扱者免状の交付事実について（照会及びその回答）	被告発人が危険物取扱者免状を所持していることを示す資料

### (3) 告発後の経緯について

ア 平成 21 年 1 月 14 日、地方検察庁が、X を、消防法違反で起訴した。（地方税法違反ではすでに起訴済み）

イ 地方裁判所における公判経過（地方税法違反、消防法違反被告事件）

平成 21 年 1 月 30 日（第 1 回公判）、平成 21 年 2 月 20 日（第 2 回公判）、平成 21 年 3 月 17 日（第 3 回公判）、平成 21 年 3 月 24 日（判決）

#### 【判決内容】

懲役 1 年（執行猶予 4 年）及び罰金 50 万円

※ 地方税法（軽油引取税に係る脱税）の罰則…5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（併科有り）

※ 消防法（無許可貯蔵）の罰則…1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金（併科有り）

ウ X が判決言い渡し後、14 日以内に控訴せず、一審判決確定

## (事例 5-2) グループ検討

テーマ < 不正軽油製造に係る危険物の無許可貯蔵の違反処理 平成21年 >

---

### 1. 無許可貯蔵を監視することについて

税務、警察との連携の中で、無許可施設に立入検査せずに、監視をとったが、この場合の処理対応として、第三者請求等を踏まえた場合、消防機関として、どのような対策等を考慮すべきか、検討してください。

### 2. 税務当局及び捜査機関との連携による立入検査(実況見分)について

令状による捜査と立入検査が同時に行われた場合の考え方について、検討してください。  
(火災調査時このケースはよくあることと思いますので、それらも参考にして考えてください。)

### 3. 告発に係る違反調査について

告発に際して、必要とされる事項を検討してください。  
違反成立要件(構成要件・違法性・有责性)をどのように整理するか考えてください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

(次のページは、告発書の内容の一例です。)

[参考] 告発書

第 号  
年 月 日

〇〇警察本部（警察署）  
司法警察員（階級）〇〇〇〇殿



〇〇地方検察庁  
検事正 〇〇〇〇殿

〇〇消防本部（消防署）  
消 防 長 〇 〇 〇 〇 印  
（消防署長）

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
  - (1) 本 籍
  - (2) 住 所
  - (3) 氏 名
  - (4) 生 年 月 日
  - (5) 職 業
- 2 罪名及び適用法条項
- 3 違反事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 参考事項
- 7 意 見